

長崎県対馬病院売店運営事業募集要領

I 事業内容

1. 目的

長崎県対馬病院において、病院利用者等のサービス向上及び職員の利便性向上を図るため、安定した経営及び質の高いサービスの提供が可能な売店運営事業者を公募型プロポーザル方式にて選定する。

2. 名称

長崎県対馬病院売店運営事業

3. 事業概要

本事業は、病院が院内の一部を使用許可し、運営事業者がその運営をするものとする。

4. 物件の概要

所 在 地：長崎県対馬市美津島町雞知乙1168-7 長崎県対馬病院1階
(別紙平面図参照)

使 用 面 積：33.58㎡

職 員 数：434名（令和7年3月31日時点）

来 院 数：約630名/日（令和6年度実績）

入院患者数：約180名/日（令和6年度実績）

5. 使用形態

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項及び長崎県公有財産取扱規則(昭和39年3月31日長崎県規則第31号)の規定に基づく行政財産の目的外使用とする。

(2) 使用許可期間

使用許可日から令和9年3月31日までとする。なお、期間は許可申請に基づき更新することとし、最長で営業開始から5年まで使用可能とする。

(3) 事業者が使用許可の更新を受けようとする場合は、許可期間満了日から6カ月前までに許可申請書を病院に提出することとし、更新する意思がない場合は、6カ月前までにその旨書面により病院に意思表示しなければならないものとする。

(4) 使用料等

① 事業者が病院に支払うべき使用料等の固定的経費は、以下のとおりとする。

- ・光熱水費：実費（基本料金＋使用量を計測する専用メーターにより算出）
- ・財産使用料は免除とする。

② 固定的経費は病院が発行する請求書により、納入期限までに支払うものとする。なお、始期・終期に1カ月未満の端数がある場合は日割りによって計算する。

③ 使用料の改定は、原則許可期間中は実施しないものとする。

但し、対象物件の価格の著しい変動、その他正当な理由がある場合は、病院と事業者との協議により改定を行うことができるものとする。

(5) 経費の負担

固定経費のほか、売店の運営に係る一切の経費は、事業者の負担とする。

【経費負担区分】

項目	備考	病院	運営 事業者
建物及び付随する建築設備の 点検、修理	事業者の故意又は過失がある場合を 除く	○	
店舗内装	現状から変更する場合は病院と要協議		○
店舗内備品購入費及び装飾費			○
張り紙、看板等の表示・掲出	区域以外の場所に看板や案内等を設置する 場合は病院と要協議		○
店舗内清掃費			○
衛生管理費	防虫、消毒等		○
廃棄物処理費			○
その他	広告宣伝費、人件費、運営に必要な 各種手続きに係る経費		○

※その他定めのないものは、別途協議とする。

(6) 禁止事項

事業者は指定された用途又は目的以外に使用することを禁止する。また使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は名義貸し等を行うことはできない。

(7) 原状回復

- ① 使用許可期間が満了したとき又は使用許可が解除されたときは、事業者は速やかに自己の負担と責任において持込設備等の一切を撤去し、原状回復を行うものとする。但し、当院が特に承諾したときはこの限りではない。
- ② 事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、病院が原状回復の処置を行い、その費用を事業者に請求できるものとする。この場合において、事業者は何ら異議申し立てをすることができない。

(8) 損害賠償

- ① 事業者は、その責に帰すべき事由により、対象物件の一部又は全部を滅失又は毀損させたとき、当該滅失又は毀損による対象物件の損害額に相当する額を病院に支払わなければならない。但し、事業者が自己負担により対象物件を原状回復した場合はこの限りではない。
- ② 事業者は、対象物件の使用にあたり、病院又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任でその損害を賠償すること。

6. 運営に関する条件

(1) 営業日・営業時間

① 原則として、平日：午前8時から午後6時まで

土・日・祝日：午前9時から午後2時まで

とする。営業時間の拡大に関しては自由提案とする。なお、営業時間を拡大をする場合は、消灯後(午後9時30分以降)の入院患者への販売は控えること。

② 事業者は、事業開始以降、営業時間等を変更する場合は、事前に病院の承認を受けなければならない。

(2) 店舗内の工事

① 運営事業者は、提出した企画提案書に基づき、自らの責任と負担において、店舗開店に必要な設置工事を行うものとする。店舗内のレイアウト及び設置工事については、運営状況を元に、事前に病院と設計及び施工上の協議をし、確認を受けた後に着工しなければならない。病院は工事終了後に確認を行い、この確認をもって工事が完了したものとする。

② 運営事業者は、店舗の改修・修繕を行うとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に病院の承認を得るものとする。

(3) 販売品目等

① 販売品目

飲食物(弁当、おにぎり、パン、菓子類、飲料水等)、新聞雑誌類、切手、日用雑貨、パジャマ、紙おむつ、下着類、病院の要請に応じた医療衛生材料等、利用者の嗜好に幅広く対応し、かつ、入院患者の生活必需品に配慮した品揃えを行うこと。

但し、上記以外で病院から販売の依頼があった場合は、店舗の運営に支障がない範囲で協力しなければならない。

② 販売禁止品目

アルコール類、たばこ類及びその他療養に適さないもの並びに賞味期限間際や傷ものの商品。

③ 販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、できるだけ安価に設定すること。

④ 病院が公費で商品を購入する場合は、請求書発行による後払いでの取扱いとすること。

(4) 自動販売機

① 営業時間等

毎日、24時間運転とする。(自動販売機の保守管理等に要する時間は除く。)

② 型式・機能

- ・大きさ、形状は本病院が指定する場所に対応したもの(既設の自動販売機と同程度)とすること。
- ・緊急時の連絡先を明記すること。
- ・転倒防止の措置を講じること。

③ 取扱品目

お茶、コーヒー、紅茶、水、スポーツドリンク、炭酸水等、利用者の嗜好に幅広く対応

できる品揃えを行うこと。

④ 販売禁止品目

アルコール類、たばこ類及びその他療養に適さないもの並びに賞味期限間際や傷ものの商品。

(5) 商品の仕入れ及び管理

仕入商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品の瑕疵については、運営者がすべての責任を負うこととする。また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品については、適温管理を行って鮮度及び品質の保持に努め、消費期限等を厳守しなければならない。

(6) 商品の搬入口及び搬入方法

患者及び職員の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないように注意し、病院指定の出入口から搬入すること。

(7) 廃棄物の処理

店舗から発生する全ての廃棄物の処理については、運営事業者の責任で行い、処理費用は病院負担とする。

(8) 施設管理

① 事業者は、善良な管理者の注意をもって対象物件を使用すること。

② 店舗内の衛生管理には十分注意すること。その部分の清掃は運営事業者が行い、常に清潔を保つこと。また、病院敷地内禁煙のため、店舗内も全て禁煙とする。

③ 病院が許可した場所以外での貼り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。また、許可した場所であっても、そのデザイン及び内容については、病院と協議するものとする。

④ 運営事業者に対して、病院が庁舎管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守すること。

(9) 緊急時の対応

災害時において、事業者は病院の要請があった場合にはできる限り食料提供等に協力するものとし、緊急時においても迅速な対応ができる体制を整えておくこと。

(10) その他

① 病院が災害対応訓練や研修会等への参加を要請した場合は、協力すること。

② 上記（1）～（9）に示した項目以外に病院の運営に資する事項があれば提案すること。

③ 本要領の各項目に関し疑義があるとき、その他対象物件の使用について疑義が生じたときは、病院と事業者で協議することとする。

Ⅱ 参加条件等

1. 募集形式及び参加資格

本募集は公募型のプロポーザルとし、プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たす者とする。但し、フランチャイズ加盟者であれば、個人でも応募できるものとする。

- (1) 食料品及び飲料等を販売する売り場面積が、病院と同等以上の小売店舗での経営実績を有していること。
- (2) 経営基盤が安定しており、長期にわたり出店が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けてないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (10) 他の応募事業者と以下の関係にある者でないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する場合をいう。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

(a)親会社と子会社の関係にある場合

(b)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合をいう。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が係属中の会社である場合を除く。

(a)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる関係

上記①及び②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

※売店運営においては、フランチャイズ契約等に基づき、応募者とは別の法人又は個人に運営を任せることができる。その場合、企画提案書提出時にその旨を申告するものとし、フランチャイズ契約書の写しを提出するものとする。なお、運営の最終責任者は応募者とする。

2. プロポーザルの日程

項目	スケジュール
公告	令和7年9月24日(水)
質問受付締切	令和7年10月9日(木) 午後5時まで
質問回答	令和7年10月14日(火)
参加申込書	令和7年10月20日(月) 午後5時まで
企画提案書受付締切	令和7年10月28日(火) 午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年11月4日(火)
結果通知	令和7年11月13日(木)【予定】
契約締結	令和7年11月末日【予定】

開店日は原則令和8年4月1日とするが、契約締結時に別途協議するものとする。

3. プロポーザルの参加手続

(1) 公募関係書類の入手方法

Ⅷの担当部署で令和7年9月24日(水)から令和7年10月20日(月)まで(土日・祝祭日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで配布する。なお、プロポーザルの実施要領、様式等は、長崎県病院企業団ホームページ又は長崎県対馬病院ホームページからダウンロードすること。平面図はメールにてⅧの担当部署へ請求すること。

(長崎県病院企業団 URL:<http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>)

(対馬病院 URL: <https://www.tsushima-hospital.jp/>)

(2) 質問書の受付

本プロポーザルに関する質問は、全て質問書によるものとする。質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

① 受付期間

令和7年9月24日(水)～10月9日(木)午後5時まで

② 提出方法

担当部署の総務課財務係へ持参、FAX又は電子メールで提出すること。電子メールで提出する際は、担当部署のメールアドレスまで送付すること。なお、送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

③ 提出様式

質問書(様式2)を提出すること。

④ 回答の期日及び方法

個別事項に関する質問については当該質問をした者に対しFAX等にて回答する。

全参加者に関する事項については、全参加者に対しFAX等にて回答する。

(3) 参加申込み

① 参加申込書の提出

参加を希望する者は、参加申込書（様式１）を提出すること。

参加申込書の提出がない者の参加は認められない。

② 提出期限

令和７年１０月２０日（月）午後５時必着

持参又は郵送（期限内必着のこと。）で行うこと。

③ 提出場所

Ⅷの担当部署とする。

④ 参加辞退

参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の長崎県病院企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

(4) 参加資格審査

① 参加資格審査申請書の提出

参加を希望する者は、参加申込書提出時又は提出後、以下の書類を提出すること。

ア参加資格審査申請書（様式３）及び添付書類一式

※添付書類については「公募型プロポーザルの参加者の資格等（告示）」を参照のこと。

イ印鑑届（様式４）

ウ受託実績調査表（様式５）

② 提出期限

令和７年１０月２０日（月）午後５時必着

持参又は郵送（期限内必着のこと。）で行うこと。

③ 提出場所

Ⅷの担当部署とする。

④ 結果の通知

令和７年１０月２２日（水）までに資格審査結果通知書（様式６）により通知する。

なお、参加資格がないと認められた者はその後のプロポーザルには参加できない。

(5) 提案書

資格審査書類を提出し参加資格が認められた者は、次に掲げる事項を明記した提案書及び添付書類を提出すること。提案書の提出がない者の参加は認められない。企画提案書は、Ⅲの（１）の「審査項目」に掲げる（a）～（j）に示す内容に沿って作成すること。

提案書の作成についての詳細は（別紙）「提案書等の作成要領」による。

- ① 提出書類（自由様式のものについては、（別紙）「提案書等の作成要領」により指定している事項を記載していれば、特に形式は問わないが、原則A4サイズに印刷すること。A3版を使用する場合は片面印刷としA4版に折り込むこと。）

ア 企画提案書（提案様式１）

イ 企画提案書表紙（任意様式）

ウ 会社概要説明（任意様式・パンフレット可）

- ② 留意事項

記載については、Ⅲの（１）「審査項目」に掲げる（a）～（j）に示す内容に沿って作成すること。

- ③ 提出期限

令和７年１０月２８日（火）午後５時１５分必着

持参又は郵送（期限内必着のこと。）で行うこと。郵送の場合、書留郵便とする。

- ④ 提出場所

Ⅷの担当部署とする。

- ⑤ 提出部数

10部（１部を正本とし、残りは複写で可）。原則としてA4（左綴じ）で作成すること。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 日時・場所

日時：令和７年１１月４日（火）午後３時から

場所：長崎県対馬病院 ２階大会議室

プレゼンテーションに出席できないときは失格とする。

- ② 持ち時間

プレゼンテーション（２０分）

- ③ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは提案書に基づき、「Ⅲの（１）「審査項目」に掲げる（a）～（j）に示す内容を中心に行うこと。また、提案内容はすべて実現可能なものであること。

Ⅲ 審査方法

審査にあたり、選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション等を審査し、評価の最上位者を事業者の候補者として特定する。最上位者が辞退を申し出た場合は、次点の提案者を事業者の候補者として特定する。以降も同様。なお、得点や企画提案の内容を総合的に勘案し、特定しないこともある。

1. 審査項目

番号	提案項目	記載内容
a	運営方法	・店舗を管理運営する上での基本方針。 ・営業時間について。 ・商品の物流システム及び管理システムについて。 ・導入までのスケジュールについて。
b	収支計画	・本売店における収支計画を作成し記載する。
c	安全管理・衛生管理	・防犯防災等、店舗運営上の安全管理について。 ・食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策について。 ・感染対策について。
d	従業員の配置等	・従業員の配置体制、指揮命令系統について。 ・従業員の教育方針及び体制について。
e	商品・サービスの構成	・販売を予定している主な商品及び価格について。 ・販売を予定しているサービスについて。 ・病院内店舗という条件に適合したサービスの提案。
f	廃棄物の回収・処理方法	・店舗から発生する廃棄物の回収及び処理方法について。 ・減量化推進のための工夫について。
g	環境への配慮	・企業として取り組んでいる省エネルギー、リサイクル等に関する活動実績について。 ・店舗内で使用する機器類の省エネルギーへの配慮について
h	災害時の対応	・災害時、緊急時における病院への協力方法及び協力内容について。
i	コンセプト・レイアウト	・店舗の全体コンセプトについて。 ・店舗の外観及び店内のイメージが分かる資料の掲示について。
j	アピールポイント	・出店に際し、アピールできる事項又は優位性のある事項について。

2. 結果の通知

プレゼンテーション実施日から7日以内（土日・祝祭日を除く）に行う。

IV 契約等に関する協議

候補者に選定された者は、病院と契約締結に向けた協議を行い、行政財産使用許可申請書を提出することとする。

併せて、売店の設置に向けた工事等の協議を開始する。

V 提出書類の取扱い

1. 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。
2. 提出された書類は、選定以外の目的には、応募者に無断で使用しない。但し、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
3. 提出された書類は、長崎県病院企業団情報公開条例の規定により開示請求があった場合、開示する場合がある。

VI 留意事項等

次のいずれかに該当するときは、事業者としての決定を取り消す。

1. 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
2. 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと病院が判断したとき。
3. 事業者が応募資格に適合しなくなったとき。

VII その他

企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。

VIII 担当部署

〒817-0322

長崎県対馬市美津島町雞知乙1168-7

長崎県対馬病院 総務課財務係

電 話：0920-54-7111

F A X：0920-54-7110